

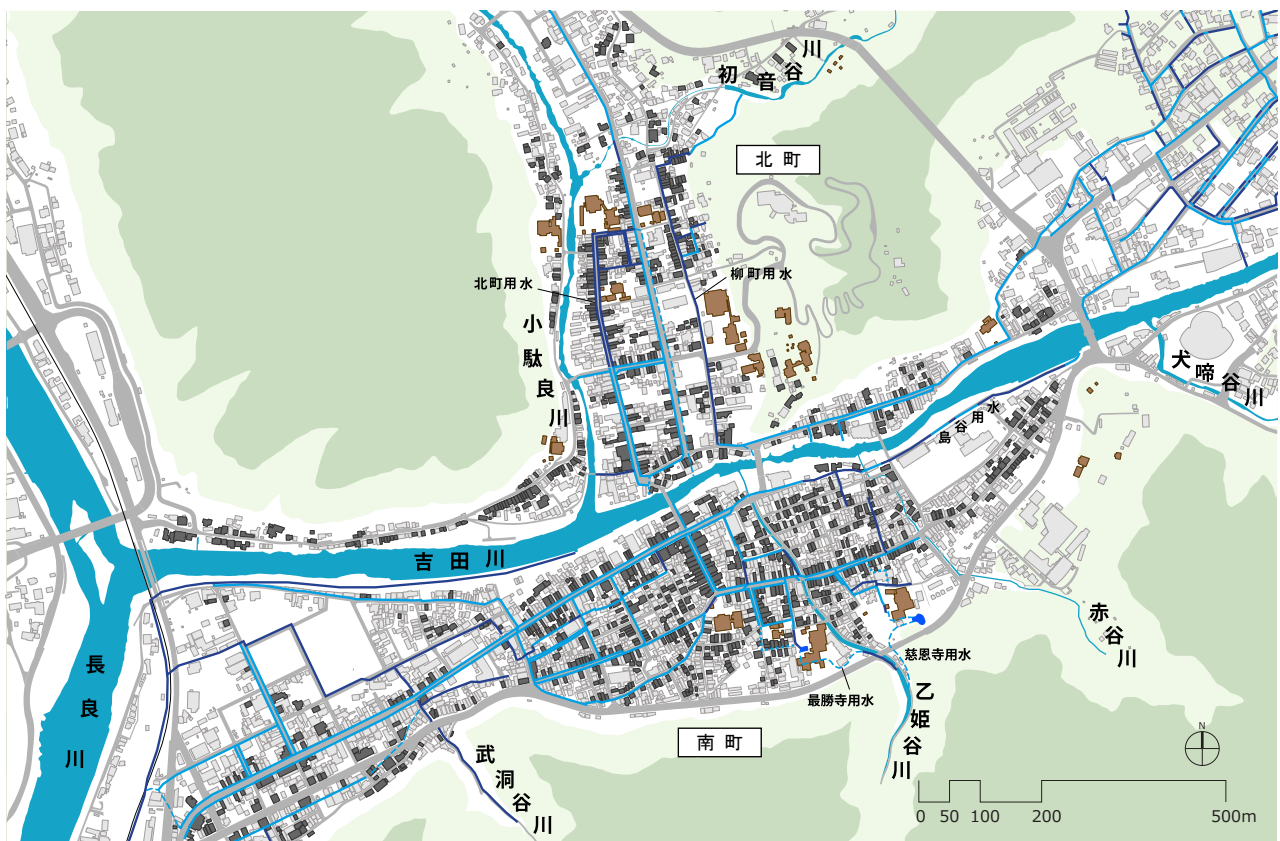
第2章 郡上市の維持向上すべき歴史的風致

1. 水のまち郡上八幡にみる歴史的風致

郡上八幡市街地は、三方を山に囲まれ、長良川の東側に位置する、旧城下町とその周縁部による市街地である。旧城下町の一部である郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区は、平成24年12月28日に重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、郡上八幡市街地には、伝統的建造物群保存地区にみるような近世城下町を継承した町割と町家を広い範囲でみることができる。

長良川の支流吉田川が西流し、市街地を南北に二分している。吉田川の北側は、支流小駄良川とその支流の初音谷川が流れ、南側は東から犬啼谷川、赤谷川、名廣川（乙姫谷川）、武洞谷川などの谷川が吉田川へ流れ込んでいる【2-1-1】。川から取水した水路、山水を引水した水舟、清水（シミズ）と呼ばれる湧水、井戸など水資源とその伝統的利用方法は豊富にある。これらの水資源は日常的に使用され、住民は水との関わりを大切に水と親しみながら暮らしている。夏になると吉田川の宮ヶ瀬橋から新橋の辺りや、八幡橋（通称：学校橋）附近では、子どもたちの水遊びの様子がよくみられる【2-1-2、3】。

大切にされている水施設の一つである「宗祇水」【2-1-4】は小駄良川と吉田川の合流地付近にある湧水で、連歌師飯尾宗祇に由来し、昭和49年に県史跡となっている。同60年3月には環境庁（現環境省）により名水百選に選定され、8月には第1回全国水環境保全市町村シンポジウム（通称「全国名水シンポジウム」）が郡上八幡で開催された。この頃から、当時の八幡



2-1-1 郡上八幡市街地を流れる河川、谷川



2-1-2 吉田川への飛び込み



2-1-3 吉田川での水遊び



2-1-4 宗祇水

町やさまざまな住民団体で水を活かしたまちづくりに取り組むようになり、水の恵みを活かす「水のまち郡上八幡」として広く知られるようになった。

郡上八幡市街地は、近世初期に成立した城下町の地割や建築様式を継承しながら、近代化を迎える中で、旧城下町の北側にあたる北町をほぼ全焼する大火に見舞われる【2-1-5、6】。

大正8年（1919）7月16日午後2時、八幡町北町とは小駄良川を挟み、対岸となる尾崎町の瀧日製糸場繭乾燥場から出火した火災は、当時板葺であった北町へ延焼し、八幡町502戸（内訳 柳町161戸、殿町144戸、職人町55戸、鍛冶屋町35戸、正木町32戸、本町53戸、肴町22戸）と川合村97戸の599戸を焼失した。本町の1棟、柳町の1棟と桜町や城山中腹の社寺等は焼失を免れた。

当時の八幡町は大火後の復興事業として、大正8～12年に道路拡幅とこれに伴う水路の付替え、防火水槽の設置、住宅建設用木材の供給、町営住宅建



2-1-5 大火後の北町（大正8年）



2-1-6 大火後の北町（大正8年）

設事業を行った【2-1-7】。

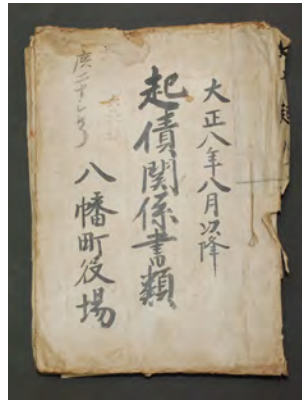
大火後の道路復旧事業として道路の拡幅や新設を実施しているが、その内容をみると、避難路を確保し、城下町の形態を継承した道路整備であった【2-1-8】。職人町鍛冶屋町間の喰違いと呼ばれる鉤型の道路と、柳町安養寺と裁判所間の道路を直線とし、蓮生寺南側に鍛冶屋町から殿町に至る巾2間の道路を新設した。その他、鍛冶屋町から洞泉寺橋までを約1間拡幅、上柳町と下柳町の道路をわずかに拡幅するなど、殿町を除き道路を拡幅した。道路拡幅は大正9年3月までに竣工し、地主の承諾を有する新開道路は同年12月25日に完成するなど早期に工事は完了した。

復興事業の2つ目は、木材供給事業である。住宅の早期建設を実現するため、住宅建設用材として、八幡町では3か所の御料林立木の払下許可を得て、大正8年12月着手、同9年9月に伐採を終了し、時価より約1割～2割低廉に被害者へ分譲した。

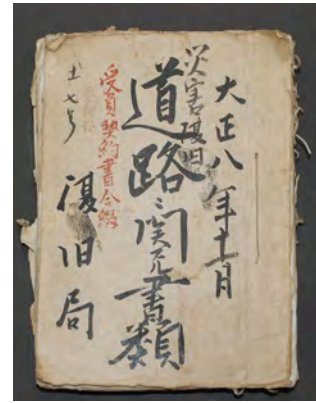
復興事業の3つ目は、町営住宅の建設である。復興の中では、個人で再建した住宅もあるが、当時の八幡町では、集合住宅と、個別に建てられた住宅への融資を行っている。

復興事業では、大正12年5月までに甲乙丙の3種の町営住宅を建設した。甲種は公務員用で、下柳町10戸2棟の集合住宅と上柳町1戸である。乙種は県税戸数割免除者等用の集合住宅で、上柳町の一角に8戸2棟と4戸1棟である。乙種は昭和6年（1931）に2戸を解体し、部材を転用して南町の住宅建設に用いられた。昭和11年に甲種20戸と乙種18戸は払下となっている。

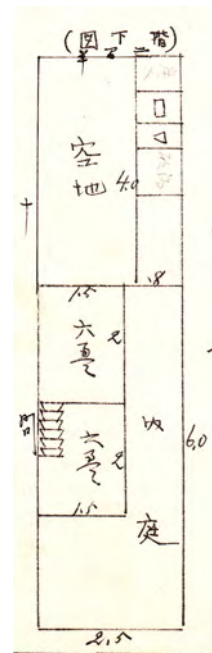
丙種は県税戸数割等級10等以下の中産階級以下を対象とした戸建ての住宅で、北町全体で231戸を建設した。町が建設費の10分の5を低利で融資し、住宅借受人が建設するもので、一定期間で融資額を完納した場合に所有権を譲与した【2-1-9、10】。丙種は規模により5種類とされているが、道路拡幅の潰地以外は大火前と同じ敷地割で建てられたものが多く、実際には八幡町が直営で同形態の住宅を建てた建売ではなく、個人で建てられたものであるため、間取りや高さも建物によって異なる。北町では大正末から昭和初期に建てられたものが多いため、



2-1-7 起債関係書類



2-1-8 災害復旧道路に関する書類

2-1-9 丙種住宅
柳町配置図2-1-10 丙種住宅
4種計画間取り図

この丙種の制度を活用して建てられたものも町並みを形成している。

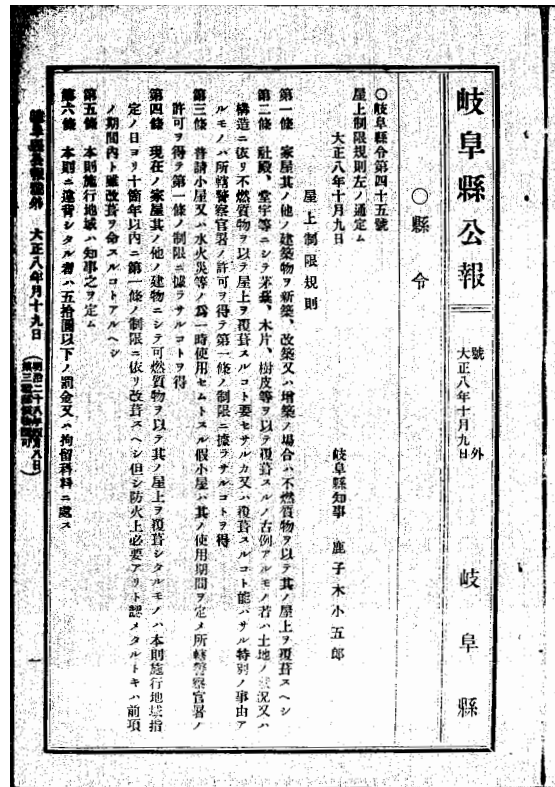
「起債関係書類」の「住宅凶控」の間取りを見ると、間口2間半～4間、奥行4間～9間の規模で、すべて1列型であり、丙種3種の1列鉤土間3室型や丙種4種の1列前土間2室型が多く採用されている。

建築様式に大きな影響を及ぼしたものとして、屋根葺材の制限がある。建造物の屋根を不燃材で覆うよう制限が課せられた大正8年10月9日付の岐阜県令第45号及び同46号によると、八幡町では猶予期間は10年とされた【2-1-11】。しかし、10年の猶予では6割余りしか実施できず、更に2年の猶予延期を請けている。大火直後は早期復興のため板葺で建設し、その後猶予期間中に、一部に瓦、セメント瓦葺がみられるものの、大半は金属板で覆われた。南町では、この屋根不燃化の最中、昭和2年5月22日、日吉町の八幡座から出火し、38戸を全焼、12戸を半焼、非住宅を28棟焼失する火災が起こっている。

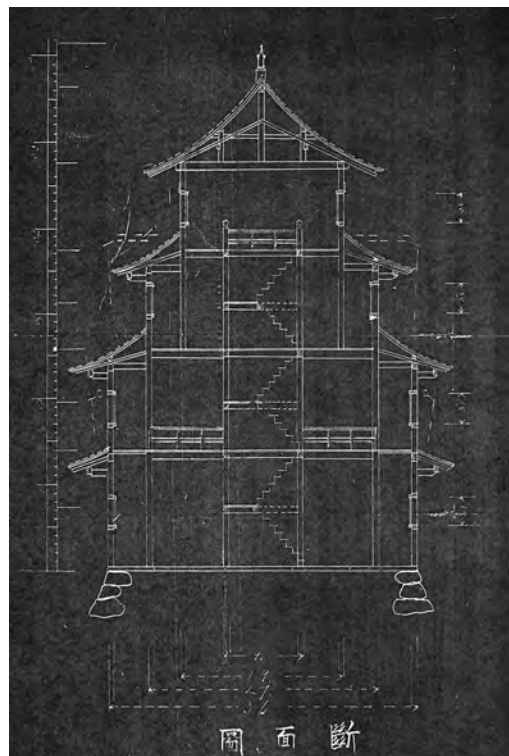
大正末期から昭和初期の短期間に建てられた町家は、屋根は不燃化されたが、それ以外は伝統的な形式を継承している。この復興事業により地割や町の骨格は継承しながらも、防災性能の向上と早期復興を実現した。

以上のような町並みが広がる城下町の象徴である八幡城は、明治4年（1871）の廃藩置県に伴い、城郭は石垣を残して取り壊された。その後、八幡町では、南北両町に町有の公園を整備するため、南町に愛宕公園、北町の城山に城山公園を設けた。大正2年（1913）に定めた特種積立金管理規定に、同3年に城山公園の造営を目的とする条文を追加し、積立を開始した。城山公園模擬城の予算を昭和2年度に計上し、同7年には当時の経済状態が低迷し、低利資金の未納が多く、その整理もできない中で、失業救済のため城山公園模擬城建設を議会で決定した。

昭和8年（1933）に当時の八幡町は、大垣城（同11年国宝指定、昭和20年戦災で焼失）を



2-1-11 大正8年10月9日付、県令第45号「屋上制限規則」



2-1-12 八幡城模擬天守 断面図(昭和8年)

模した木造4層の模擬天守を城山の天守台に建設し、隅櫓2基と築地塀も整備した【2-1-12、13】。昭和8年の議会事務報告によると、2月11日の建国祭記念日に上棟式、5月20日に天守閣が竣工した。第2期工事として櫻之丸に門と土塀、櫻之丸と松之丸に隅櫓各1基を新築し、10月28日に完成、11月3日に落成式を行った。昭和9年の地震及び風害による復旧及び修繕を同年10月に行っている。八幡城模擬天守は、昭和60年市重要文化財建造物となっている。

大正8年の大火で焼失した安養寺は城郭跡の大火前の位置に再建され、城山中腹にあり焼失を免れた岸劔神社は城山公園整備に伴い、昭和17年(1942)に北側へ移転した。その後、城山では、郡上郡の青年団活動を担い開墾の指導に当たった^{りょうそうじゅく}凌霜塾が、二之丸跡の一部と竹林の寄付を受け、昭和10年に塾堂の一部が建設された。また、八幡城跡は昭和30年に県史跡となり、同32年には柳町から城山へ登るループ式道路を整備した。

八幡城下に広がる城下町の一部が郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区となっている。伝統的建造物群保存地区は、四方を山と川に囲まれた自然地形をいかした城下町の一部で、統一された様式をもつ町家が密度高く建ち並ぶとともに、湧水をいかした水利施設とが一体となって、城下町としての歴史的風致を今日によく伝え、我が国にとって価値が高いとされた。

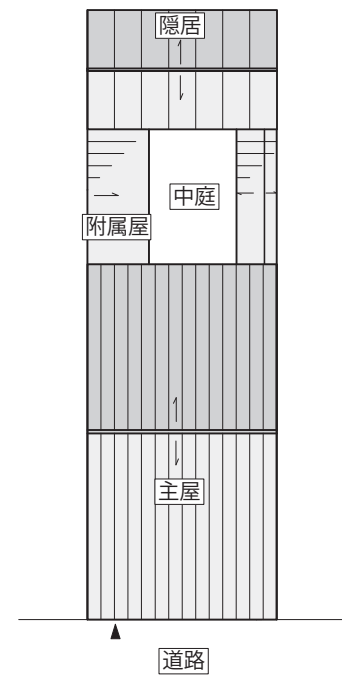
建造物の特徴は、町家の主屋は総2階建を基本とし、切妻造平入り、真壁造で木部を紅殻塗とし、壁を漆喰塗とするものが多い。大正8年の大火後に岐阜県令によって屋根を不燃材で葺くように規制されたため、屋根は鉄板葺または瓦葺を基本とする。道路から半間から1間ほど下がって主屋が建ち、敷地の奥行によって、中庭、附属屋などが奥に配置される【2-1-14】。

1階の表構えは、土間部分をガラスの引戸とするものも多く、床上部に格子を設けるものや、^{しとみ}蔀の痕跡を残すものもある【2-1-15、16】。2階開口部はガラス窓を設け、漆喰塗の袖壁を設けるのが一般的である。軒は、セイガイと呼ばれる腕木で桁を受ける形式で、1階と2階の間の庇は古い形式の板庇も見られる【2-1-17～19】。

平面は、片側を通り土間とし、これに沿って表からミセ、イマ、ブツマの3室を1列に並べるものも多く、敷地の奥行に応じて2室や4室とする。限られた敷地を利用するために、敷地

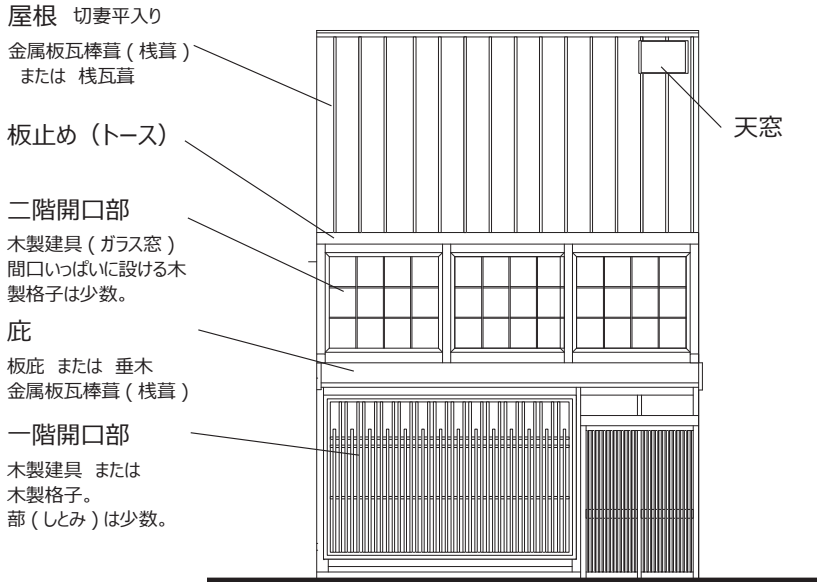


2-1-13 八幡城模擬天守
建設中(昭和8年頃)



2-1-14 町家の配置

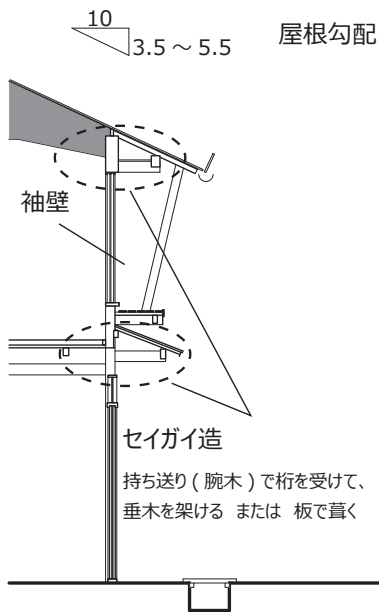
の傾斜を利用して、主屋1階床下にシタヤと呼ばれる居室や、ムロと呼ばれる貯蔵庫を設けるものもある。通りに面して前土間とするものは、おもに大手町、職人町、鍛冶屋町にみられ、作業場あるいは店舗とする。イマは土間に面して開放とし、イマや通り土間を吹抜とし、明り取りのための天窓を設けている【2-1-20】。



2-1-15 町家の外観



2-1-16 蔀(しとみ)



2-1-17 町家の矩計



2-1-19 板庇



2-1-18 軒裏



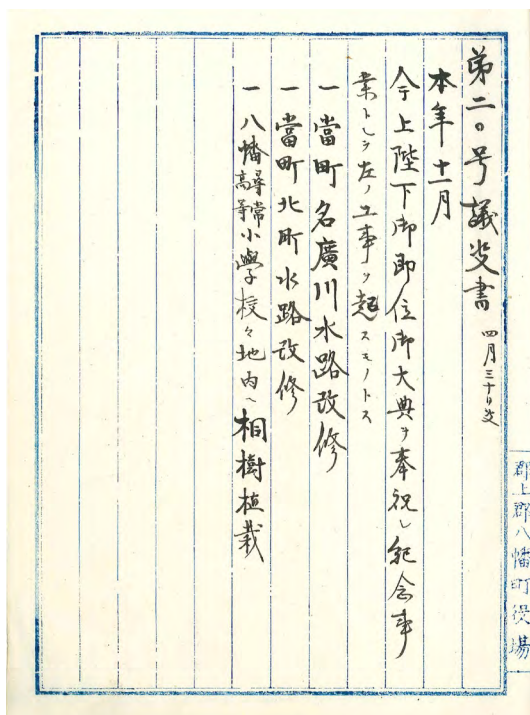
2-1-20 町家の吹抜け

近世城下町の町割とともに城下町の骨格を形成してきた近世の水路は「寛文年間當八幡絵図」【1-4-24】をみると北町に2本あり、1本は天ノ洞川（現初音谷川）から導水し、殿町東側を流れ、吉田川へ放水される（現北町用水）。もう1本は城付近から引水し、柳町にある大手の武家地側を通り、大手南端で殿町の用水に合流する（現柳町用水）。これらは御用用水または御用水と呼ばれていた。南町には吉田川から取水した用水（現島谷用水）が東から西へ流れ、谷川の名廣川（乙姫谷川）が南から北へ流れる様子が描かれている。

文化7年（1810）「郡上町方法令之條目」（創文社『藩法集五』より）によると「侍屋舗又は町中え取候用水え、不浄は不及申、掃除之節はちりあくた堅はき込申間敷事」とあり、水路の掃除について記述がある。天保11年（1840）「名主役中心得書」によると金森氏統治時代（元禄10年～宝暦8年（1697～1758））に天王洞川（現初音谷川）から取水した用水は柵を設けて殿町へ四分、町方へ六分に分水したとある。これは、町方を職人町～本町へ流れる町人地筋を流れる水路と捉えると、この頃から現在の北町用水の姿になったと考えられる。

近代になると、明治29年度に御用水の修繕、同42年には殿町用水路隧道延長工事が行われるなど、水路を改修している。大正2年（1913）「八幡町會議録綴」によると、大正2年から10箇年の継続事業の一つとして、小駄良川から北町全部へ用水路を引き込むことが示されている。同年に定められた特種積立金管理規程で、「大字殿町肴町職人町鍛冶屋町及び本町へ引用スル水路改修費積立金」があげられている【2-1-21】。

大正4年には「今上陛下御即位御大典ヲ奉祝し紀念事業」の一つとして「当町北町用水改修」を起すこととし、同年に中坪用水引用契約を川合村と締結し、大正5年には北町用水の水量確保のため改修された【2-1-22、23】。



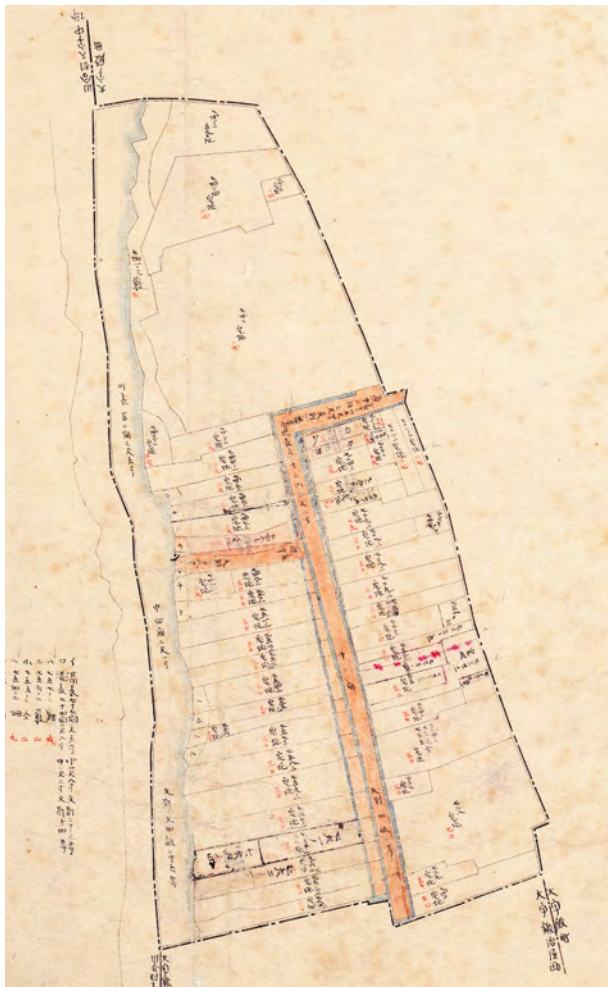
2-1-21 大正4年 八幡町會議録 第20号議決書



2-1-22 大正5年 北町用水改修工事



2-1-23 大正5年 北町用水改修工事



2-1-24 字絵図にみる水路の位置 (昭和6年)

北町用水の大正8年の大火後を見ると、旧町人地の職人町～鍛冶屋町～本町と大手町では、道路拡幅による水路の付け替え工事が行われている。昭和6年の職人町の字絵図【2-1-24】を見ると、西側の宅地の一部を道路（朱色）と水路（青色）としているのが読み取れる。土地台帳をみても、僅少の敷地を地目変更しているのが確認できた。

また、安養寺には大火後の大正11年に柳町用水から引水した防火水槽【2-1-25】、長敬寺には昭和元年に北町用水から水を引きこんだ池が作られ、現在でも残っている。その他、近代化の過程で、製糸工場の立地や今町以西（現在の新栄町や城南町辺り）が開けてくると、昭和12年には島谷用水を改修し、取水口【2-1-26】を整備し、市街地西部へ延長した。

近世、近代と受け継がれてきたものは水路だけではなく、郡上八幡市街地では、伝統的水利用施設を用いて山水や井水、河川等の水を利用する営みが行われてきた。水源により分類すると、まず、河川や谷川の自然系の流れを使用する洗い場や、河川から引込んだ水路に設けられる洗い場があり、それらは「カワド」「洗い場」「水屋」などと呼ばれる。水路にはセギ板を落し込んだ小規模な洗い場があり、「セギ」という。また水路から底下に設けた箱状のものに水を引き込み、すぐ、水路に戻すものを「エイ箱」「エ箱」などと呼ぶ。次に、山で湧いている山水を箱状のものに引水し、段階的に使用するものを「水屋」または「水舟」という。湧水を地面に埋められた水舟で使用するものは「清水（シミズ）」といい、代表的なものとして「宗祇水」



2-1-25 安養寺の防火水槽 (大正11年設置)



2-1-26 島谷用水取水口 (昭和12年改修)



谷川に設けられたカワド (洗い場)	水路に設けられた洗い場	水路のセギ	エイ箱
山水を用いた水舟、水屋	湧水を使用したシミズ	共同井戸	

2-1-27 伝統的水利用施設 配置図と事例一覧

がある。最後に、地下を掘り、水を汲み上げて使用する「井戸」には個人井戸、仲間井戸、共同井戸などがある。市街地全体には、このような様々な方法の伝統的水利用施設が分布している【2-1-27】。

北町には柳町用水【2-1-28】と北町用水【2-1-29】があり、これらは近世の取水箇所や経路を改変しながら、現在に受け継がれてきた。現在の水路は、平成2年に柳町、同4年に職人町・鍛冶屋町で郡上石三面貼、開渠の水路として改修され、セギを落とし込む溝を各戸に1か所設け、伝統的な水利用方法を継承できるように整備されている。

柳町用水は初音谷川から引水し、伝統的建造物群保存地区の柳町の東側を流れ、新橋より下り、吉田川へ放水する。近世の武家地が近代に小割にされた柳町には、大正8年の大火後に建てられた、間口2間半～3間ほどの町家が建ち並んでいる。柳町用水は片側水路だが、通りの両側の家が使用する。

北町用水は小駄良川の上流から引水し、殿町と大手町、職人町と鍛冶屋町を流れ吉田川へ放水する。北町用水は殿町筋は旧武家地、職人町～鍛冶屋町～本町は近世の町人地を流れている。こちらは通りの両側にある。町並みは、職人町から南へ下るに従い、敷地奥行が深くなる。柳町と同様に、大正8年の大火後に建てられた町家が残っている。

各戸の前に設けられた溝にセギ板を落とし込み、水位を上げて、洗い物などに使用する。目的を終えると、セギ板を抜き、もとの水位となる。共同の洗い場ではなく、各戸が随時使用できる個別の洗い場である。

職人町の水路の上、町家の皮下には、「職人町」と町内名がはいた防火用のバケツがつるされている【2-1-30】。大火の教訓から防火意識の表れとしても重要なものであり、現在では、市街地全体に「消火用」と書かれた防火用のバケツがつるされている。

南町の島谷用水は、吉田川から取水し、川沿いから南町を流れ、また吉田川や長良川へと戻されている。取水口から吉田川沿いを流れる間に、いくつかの共同の洗い場が設けられている。常盤町と吉田川の間を流れるいがわ小径と呼ばれる水路では、3か所設けられた共同の洗い場と、水路を泳ぐ川魚が目



2-1-28 柳町用水 セギ



2-1-29 北町用水 職人町、鍛冶屋町



2-1-30 軒下につるされたバケツ



2-1-31 島谷用水 洗い場

を引く場所となっており、現在は「いがわを愛する会」により守られている【2-1-31、32】。また、用水の水を軒下の民地に引込み、自家用の小さな箱状の「エイ箱」に通し、また用水へ水を戻す装置がある。南町の新町・今町に特に多く、ここでは魚を育てる例が見られる【2-1-33】。

南町には吉田川から取水した島谷用水のほかに、名廣川（乙姫谷川）から取水した慈恩寺用水、最勝寺用水、乙姫用水も町中を流れ、吉田川や長良川へと放水される。

吉田川や谷川では、直接設けられたカワド（洗い場）も見られる。乙姫谷川では、道路地盤面から階段を架け、河川敷まで下りると、直接川にセギ板を落とし込み、水をせき止め、水位を上げて使用するカワドがみられる【2-1-34】。水路際にひざ突板を置き、場所によっては、石で作ったイモ洗いも設けているものや、これらに上屋を架けたものもある。

このような水路や河川や谷川での日常的な使用については、昭和30年代で行われていたことが確認できる。昭和36年編纂の『郡上八幡町史 下巻』によるとカワド（洗い場）は主に洗濯に用いられており、上流か下流で使い分けていたようで、洗濯物のすすぎや、野菜を洗っている情景が見られた。また現在でも、すすぎや野菜の泥を落すなど洗い物や、夏場の打ち水とに使用されている。夕方になると柄の長い柄杓で汲み上げ、道路に水を散布する様子はよくみられ、このような環境用水としての役割もある。そして冬場は、消雪として使用し、道路に積もった雪を水路に落している。

次に水源を山水とする水利用をみると、城下町の榊形の外にあたる、街道筋の尾崎町に多くみられる。尾崎町は、街道に沿って町家が密集して建っており、規模や高さ、外観は、殆ど旧城下町と変わらないが、通りから見ると2階建、川から見ると3階建で、川に面したところに地階を設けているところに特徴が



2-1-32 島谷用水 いがわ小路の洗い場



2-1-33 島谷用水のエイ箱



2-1-34 乙姫谷川のカワド



2-1-35 尾崎町 通りからみた町並み

ある。川へ直接下りられるよう階段を設けているところもあり、川との関係も密接である。大正8年の大火は尾崎町が火元であったため、焼失しており、大正8年以降の建物が多い【2-1-35、36】。

山水を水源とし、パイプなどで引水して利用する木製の水受け用具は「水舟」、上屋付の水舟は「水屋」と呼ばれる。近年では木製以外の水舟も見られる。水舟は水槽が2～3段程度の箱形をなしており、上段で受けた水は飲み水、中段はすすぎ水、下段は洗い水といったように、多目的な水利用に適した形をなしている【2-1-37】。水舟や水屋は、山と小駄良川や吉田川に挟まれた尾崎町に多数分布しており、個人またはそれぞれが組合を設けて管理している。

山水の利用と似ているが、地表近くの湧水を引水して、地盤面に埋め込まれた水舟を、用途に分けて仕切って使用しているもので清水（シミズ）とよばれるものがある【2-1-38】。山際には尾崎町や柳町の城山の中腹、下小野にみられ、川沿いの湧水では、小駄良川と吉田川合流点附近の宗祇水、吉田川沿いにもみられる。宗祇水は、江戸時代から「白雲水」「宗祇水」として大切にされてきた。大正8年に「宗祇倶楽部」が結成され、県史跡になって以降は「宗祇水奉賛会」が週に1回の当番制で、金曜日の朝に本町の4つの班が交代で宗祇水の周辺を清掃をしている。上水道が普及するまでは日常的に使用されており、本町だけでなく、肴町、小駄良川の向かいの尾崎町も使用していた。水道普及後も冬の漬物用の野菜を洗うときに使用している。昭和57年の水害で被害を受けたが、復旧し、現在に至っている。

最後に、3つ目の地下水をくみ上げて使用する井戸の使用についてみると、南町の島谷用水より南側の通りあたる現在の常盤町は、江戸時代は赤谷村の「中藪」と表記されている場所であり、文政5年の赤谷村家帳では、中藪に屋敷は見られなかった。明治になり、幕末に江戸から引き揚げてくる藩士のた



2-1-36 尾崎町 川側からみた町並み



2-1-37 尾崎町の水屋



2-1-38 城山中腹の清水（シミズ）



2-1-39 常盤町の町並み

めの住宅として長屋が建てられたところであるといわれており、この地区は「新建（しんだて）」と呼ばれていた。文化11年城下町の図をみると、通りが敷設されており、維新当時の藩士邸宅位置図には29軒みられる。明治21年調製の土地台帳によると、中藪には川沿いに畑が多いが、宅地化が確認できる。現在でも、昭和30年代以前に建てられた長屋や町家が建ち並んでいる【2-1-39】。

現在の常盤町には、上の井戸、下の井戸【2-1-40】と2か所に上屋付の共同井戸があり、それぞれ井戸組合により維持管理されている。そのうち下の井戸の組合には、「新建三号組共同井戸 入費収支明細帳」【2-1-41】が保存されている。明治43年に共同井戸の土地を購入し、登記した時点から始まっており、1冊目は昭和45年までの明細が記され、2冊目は現在も帳簿として継続してつけられている。併せて「領収書綴」もある。「収支明細帳」には、登記の書類も所収されており、土地台帳の期日と一致する。「収支明細帳」の内容は、主に積立金、組合費、修繕費、井戸替え、地租の納税にかかる経費などである。

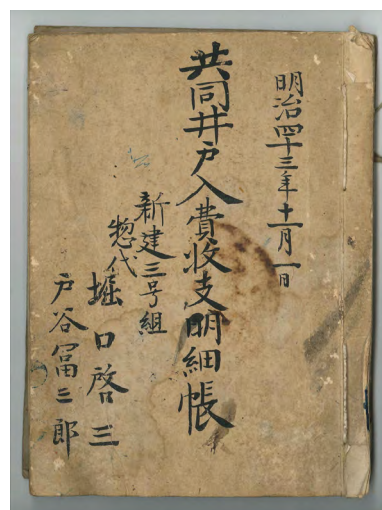
新建にある井戸として、明治43年以前から使われていたと考えられる。帳簿が記載されたころは釣瓶井戸であったが、大正5年11月10日に^{ぼんぶ}唧筒井戸への改修工事を行っている。明治45年1月7日付で「44年1月井戸替余金預り 35銭」とあり、明治44年1月に井戸替えを行ったことが分かる。井戸替えについては、大正2年1月4日付で「井戸替費用戸数割 2円46銭」とあり、毎年1月に支出が記載されているわけではないが、大正13年からは1月上旬に、酒や豆腐などが毎年計上され、新年に組合の集会、総会、新年会などと名称を変えながら継続されている。12月末には井戸掃除が行われ、修繕費には、屋根板代、大工手間、ポンプ部品などがあり、組合で井戸の維持管理を継続してきたことがわかる。

井戸には個人で利用するものと、2～3軒で使用する仲間井戸、数軒で使用する共同井戸がある。昭和38年に上水道施設が完成するまでは、山水のないところでは、井戸が生活水の中心であったため、南町には井戸が多くみられた。

以上は、くらしに関わる日常的な使用についてみてきたが、水のまち郡上八幡には、水に関わる伝統産業もある。郡上本染は、藍で生地を染める「藍染」と大豆のしぼり汁を加えて染める「カチン染め」がある。現在、八幡町立町の渡辺染物店でこれらの技術は受け継がれており、



2-1-40 常盤町 下の井戸



2-1-41 共同井戸 収支明細帳

「郡上本染」として昭和52年県重要無形文化財に指定されている。

渡辺家は代々紺屋を業とし、菱屋安平を襲名しており、現当主で14代を数える。9代目安平は八幡城主より島方の庄屋を命ぜられるなど、当家には古文書が多く伝わっており、宝永元年（1704）のものをもっとも古い。また、型紙約300枚が保存されている。

同家の主屋は天保期に建てられたものを、明治8年に改築した2階建である【2-1-42】。正面の1階は江戸時代を感じさせる格子で、2階は間口いっぱいに格子がはめられ、明治期の特長がみられる。1階の表側は土間敷きで、甕が埋められており【2-1-43】、主屋裏の石畳【2-1-44】、江戸時代から伝わる道具類とともに、「郡上本染の仕事場と道具一式」として、昭和38年に県重要有形民俗文化財となっている。

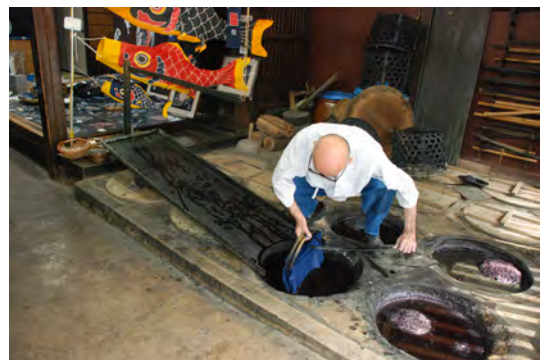
藍染とは、「藍」から下降した染め液を地下に埋めた甕で醸成し、これに木綿、麻など何回となく浸して紺色に染め上げる技術である。日本古来の植物性染料による染色方法で、これを生業とする職種を紺屋といい、現代までこの技術を伝承している紺屋は、我が国でも数少なくなってきた。

藍染とカチン染めの工程では、水路や河川で行う作業があり、ともに水との関わりが深い【2-1-45、46】。

カチン染めとは、もめん^{もん}にモチノリで輪郭をとり、顔料や墨、藍などを大豆汁を使って着色する染色方法で、古くから大工、左官など職人の半纏^{はんてん}や神社職、鯉幟などを染めるのに用いられ、庶民の生活とは深いつながりを持つといわれる。カチン染の工程で、大寒の日に吉田川でモチノリを落す、寒ざらしの作業がある【2-1-47】。これは、郡上八幡の水とともにある伝統的な産業が継承されている姿を見ることが出来る冬の風物詩である。また、この鯉のぼり製作の工程は、小学生を対象に伝統を伝えるものとして、学校単位で体験学習を実施している。



2-1-42 八幡町立町 渡辺染物店



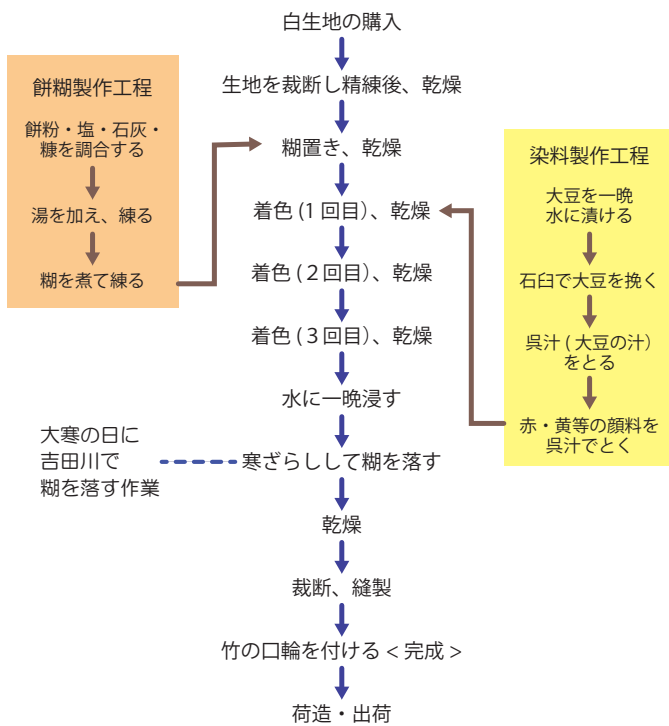
2-1-43 建物内の瓶場（県有形民俗文化財）



2-1-44 主屋裏の石畳（県有形民俗文化財）



2-1-45 主屋前の水路（乙姫用水）で洗う



藍染の工程

- ①「伸子」(長さ 42.2cm) で布の一边を張り、全体を水に浸して染めムラのできないようにしてから静かに瓶の液の中へ入れる。このとき、水路で水に浸す。
- ②揚げてから「揚げカギ」に布をかけて空気に触れさせ酸化させ、ふたたび液の中へ入れるのである。これを何回か繰り返す。
- ③染め終わると天日で干す。(以上を下染めという。)
- ④次の日にもう一度同じ染色工程を繰り返す。伸子の張り方は前日と上下を反対にする。2日目の染めは上染めという。
- ⑤水路の流水で藍カスなど不純物を落してから主屋裏の石畳にある干場で干す。

2-1-46 郡上本染 カチン染め鯉のぼりの製作工程と藍染の工程

郡上八幡市街地は、近世初期に形成された山と川に囲まれた城下町で、町の骨格が変わることなく近代化を経て、現代に受け継がれてきた。北町は大正8年の大火で焼失したが、大火後も町家が建てられ、間口2間半～3間ほどの小規模な町家は、旧城下町の範囲とその周縁部にも広がり、八幡市街地全体でみることができる。

その市街地には、近世からの水路が時代とともに改変されながらも、町中にめぐらされている。河川や谷川、水路に加え、湧水を使った清水(シミズ)や水屋、井戸など、水源に応じた豊富な水利用施設がみられ、飲用、洗い物、野菜等の冷蔵、防火、融雪、道路への打ち水、鉢植え等への散水、川魚の育成、子供たちの水遊び場など様々な形態で水を利用している。これらの維持管理には、「水屋組合」「井戸組合」などで共同管理され、祭事やまちの行事への協力にもつながっている。水路は「川掃除当番」として日々清掃されて、今日でも水と向き合い、水の恵みを活かす取組は住民の間で途絶えることはなかった。

郡上八幡市街地では、城下町の歴史とともに水を大切に、水と向き合う人々の活動により、市街地のいたるところで多様な水利用形態がみられる。また、郡上本染の「寒ざらし」は、大寒の厳しい寒さの中、清廉な吉田川に浮かぶ色鮮やかな鯉のぼりが、水とともに営んできた伝統を伝えている。目で見て感じる水の透明感、肌で感じる水と風の清涼感、耳にする流水の水音が、伝統的な町家建築による町並みに、歴史と人の暮らしの息づかいを感じさせ、「水のまち 郡上八幡」の固有の歴史的風致を形成している。



2-1-47 吉田川での寒ざらし